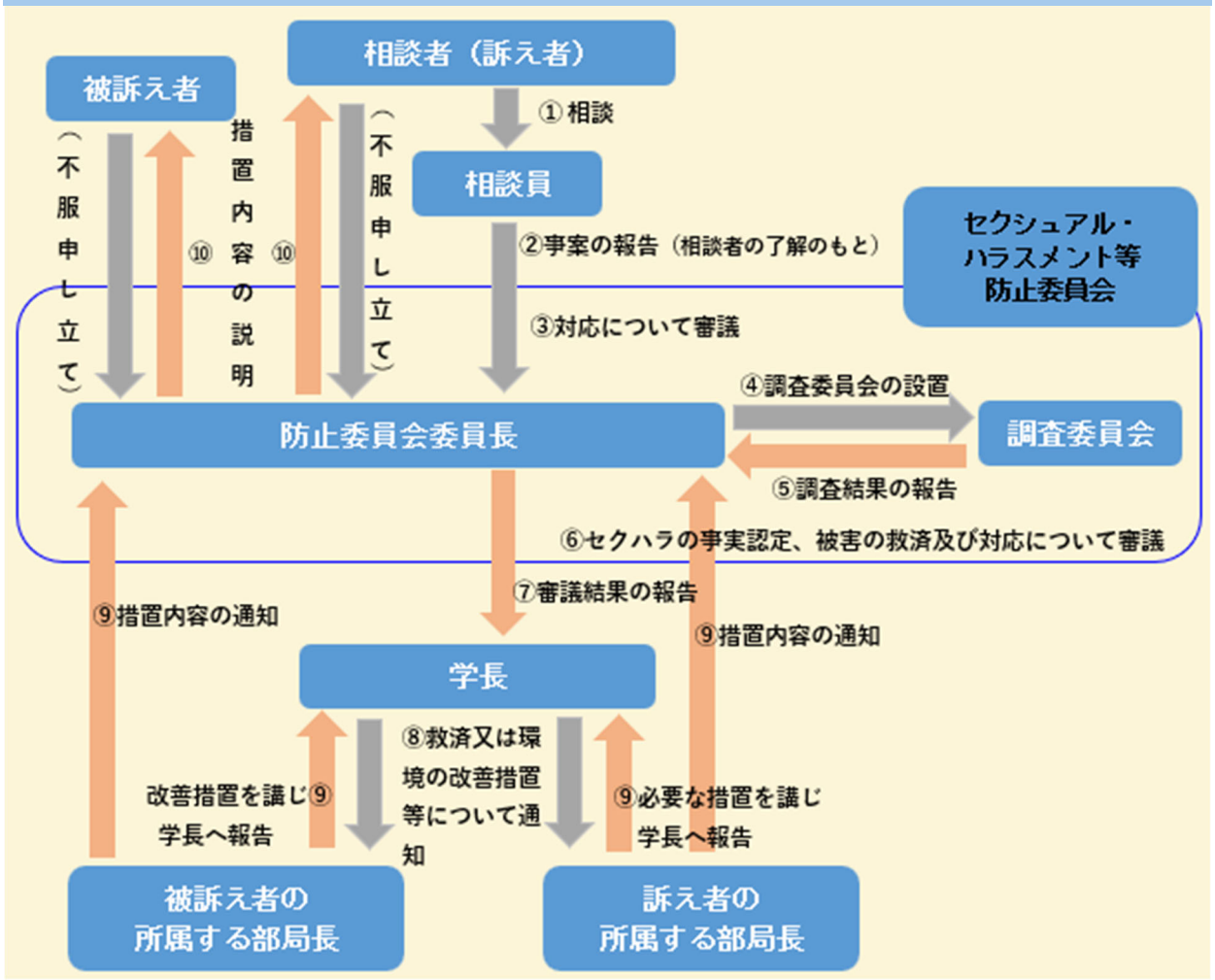
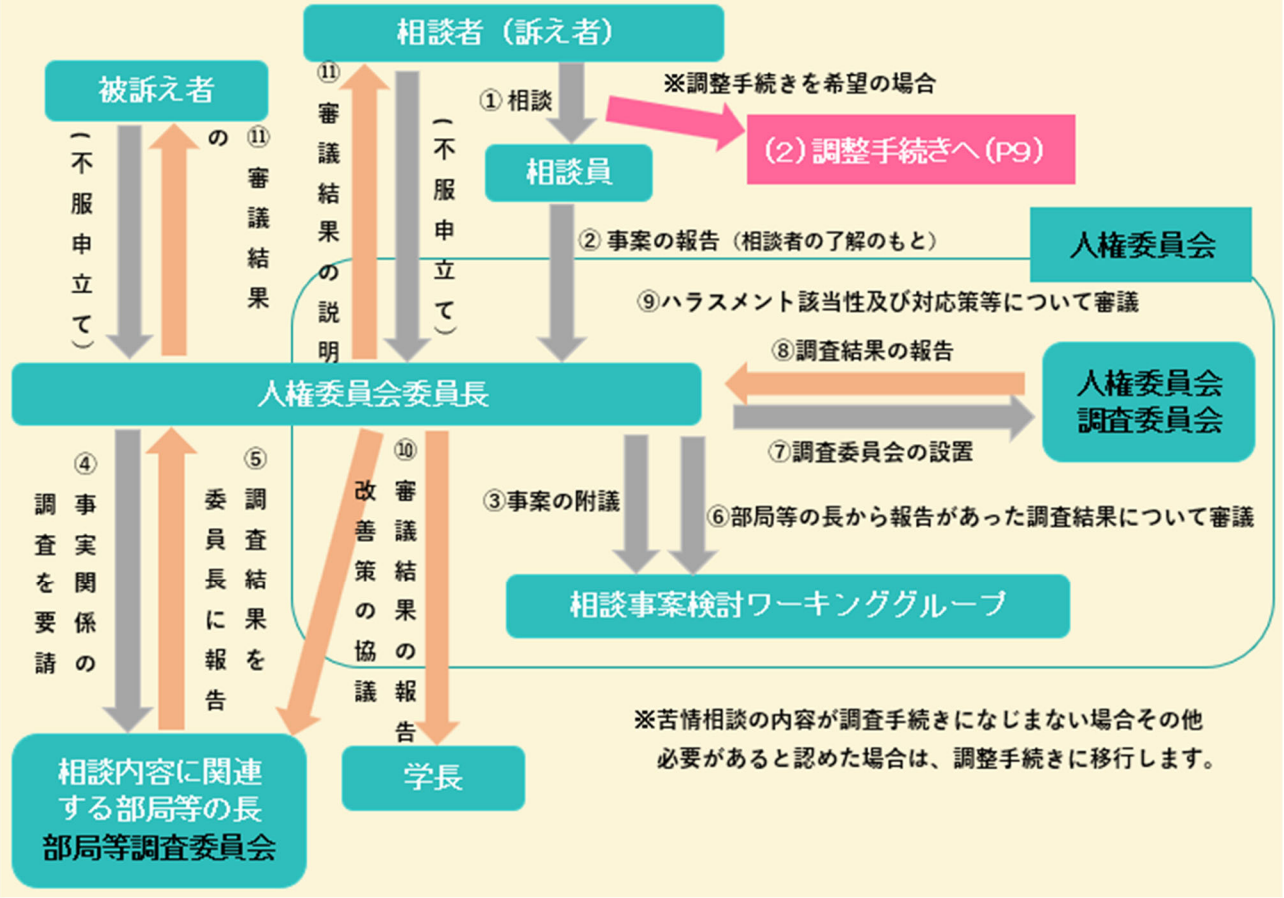
セクシュアル・ハラスメント等の場合



①相談者は、相談員に相談する。
②相談員は、相談者の了解を得て、相談内容を防止委員会委員長（以下、委員長という）に報告する。
③委員長は、相談員から報告を受けた相談内容について防止委員会に諮る。
④委員長は、防止委員会の審議結果に基づき、防止委員会の下に調査委員会を設置する。
⑤調査委員会は、事実関係を調査し、2か月以内に調査結果をまとめ、これを委員長に報告する。ただし、2か月以内に調査が完了しない場合において、やむを得ない事由があるときは相当期間調査期間を延長する。
⑥委員長は、調査委員会から報告された調査結果を防止委員会に諮り、防止委員会は、セクシュアル・ハラスメント等の事実認定、被害の救済及び対応について審議する。
⑦委員長は、防止委員会の審議結果を学長に報告する。
⑧学長は、委員長からの報告に基づき、必要に応じセクシュアル・ハラスメント等からの救済又は環境の改善措置等について被訴え者及び訴え者の所属する部局等の長（事務組織の各部等にあっては、総務部長とする。以下同じ。）に通知する。
⑨被訴え者の所属する部局等の長は、すみやかに改善措置を講じ、学長に報告するとともに、委員長及び訴え者の所属する部局等の長に対し措置内容を通知する。また、訴え者の所属する部局等の長は、必要な措置を講じ、学長に報告するとともに、委員長に対し措置内容を通知する。
⑩防止委員会委員長は、措置内容を訴え者及び被訴え者に説明する。

セクシュアル・ハラスメント等及びカスタマーハラスメントを除くハラスメントの場合

（１）調査手続きの場合



①相談者は、相談員に相談する。
②相談員は、相談者の了解を得て、人権委員会委員長（以下、「委員長」という）に報告する。
③委員長は、相談員から相談者が調査を希望しているとの報告を受けたときは、相談事案検討ワーキンググループ（以下、「WG」という）に諮る。

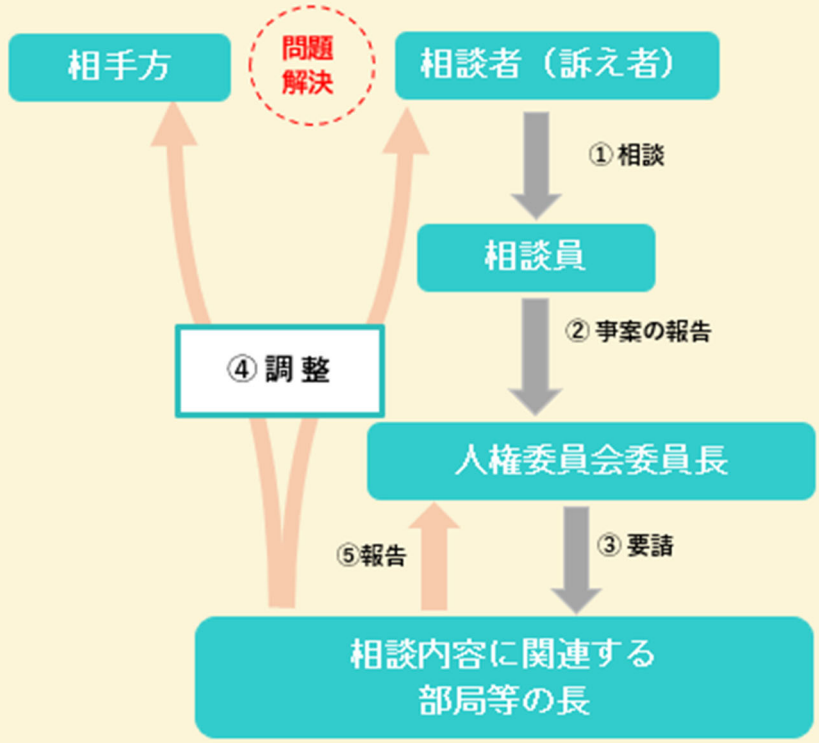
◇部局等調査委員会の場合
④委員長は、相談内容に関連する部局等の長に、事実関係の調査を要請する。
※ただし、苦情相談等が部局等の長の言動に関するものである場合その他 WG が必要と認める場合は、人権委員会に調査委員会を設置する。
⑤部局等の長は、部局等に調査委員会を設置し、調査要請を受けたときから6か月以内にその結果を委員長へ報告する。ただし、やむを得ない事由があるときは、相当期間その期間を延長する。
⑥委員長は、部局等の長から報告された結果を WG に諮り、ハラスメント該当性及び対応策について審議する。
→ ⑩ ⑪ へ

◇人権委員会委員会の場合
⑦苦情相談が部局等の長に関するものである場合又は部局等における調査に適しないと WG が認めた場合は、人権委員会に調査委員会を設置する。
⑧人権委員会調査委員会は、同委員会が設置されたときから6月以内に、調査結果を委員長に報告する。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。
⑨委員長は、人権委員会調査委員会から調査結果の報告を受けたときは、人権委員会に諮り、ハラスメント該当性及び対策等について審議する。

⑩委員長は、審議結果を学長及び部局等の長に報告する。
⑪委員長は、審議結果を訴え者及び被訴え者に説明する。

セクシュアル・ハラスメント等及びカスタマーハラスメントを除くハラスメントの場合

（２）調整手続きの場合



① 相談者は、相談員に相談する。

② 相談員は、相談者の了解を得て、人権委員会委員長（以下、「委員長」という）に報告する。

③ 委員長は、相談内容に関連する部局等の長に、調整手続きを行うよう要請する。

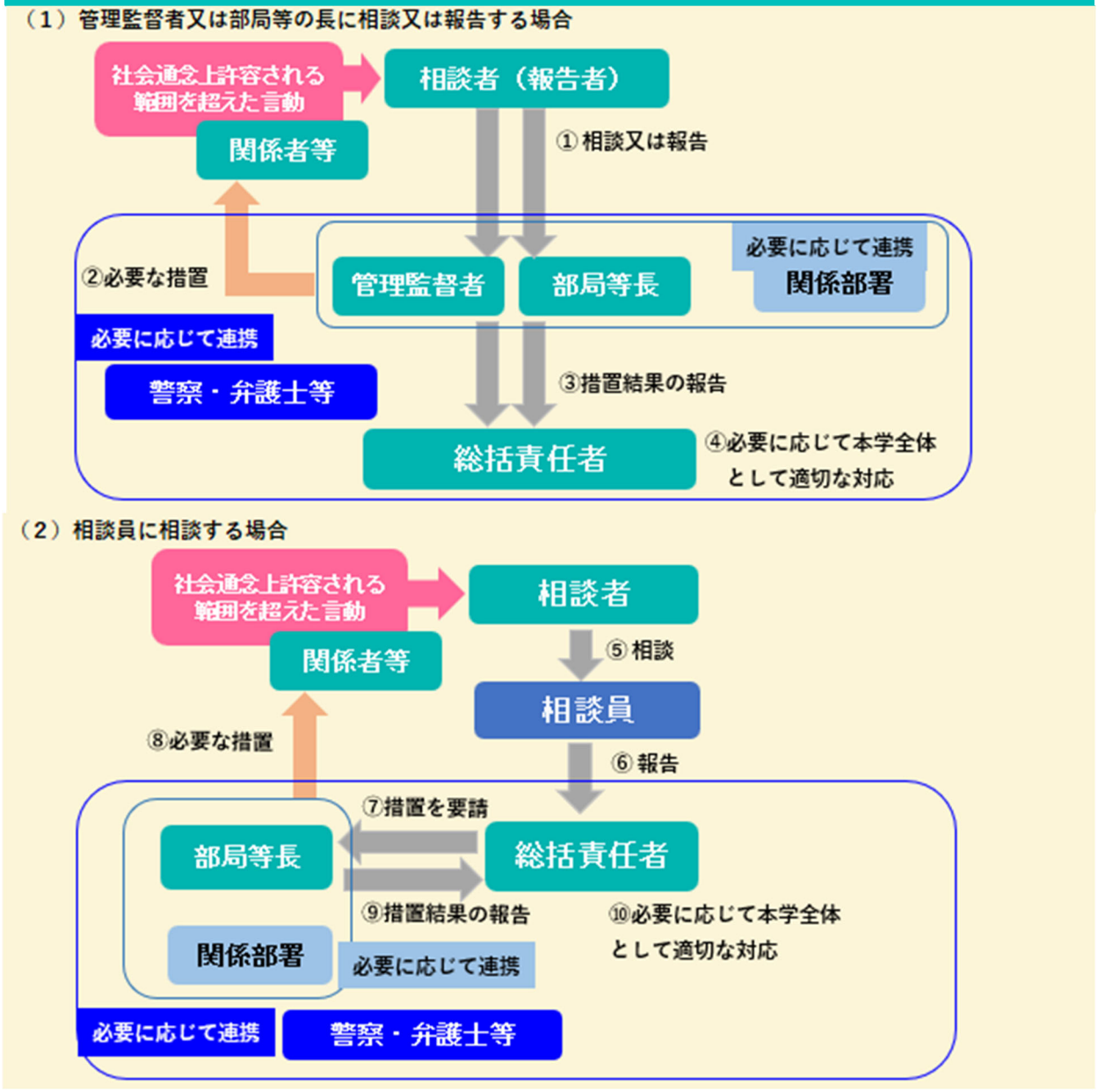
④ 部局等の長は、原則として部局等の長自ら必要な対応（修学及び就労上の措置を含む。）を行う。
要請があった日から起算して概ね２か月以内に問題解決を図る。
※ただし、部局等の長自ら対応することができない特段の事情がある場合には、部局等の長が指名する者に行わせることができる。

⑤ 部局等の長は、調整に係る対応について、委員長に報告する。

※訴え者は、調整の対応に不服があるときには、委員長に対して、調査手続きへの移行を求めることができる。

※ハラスメントの該当性の判断はしない。

カスタマーハラスメントの場合



(1)管理監督者又は部局等の長に相談又は報告する場合
①カスタマーハラスメントを受けた職員等は、速やかに管理監督者又は部局等の長に相談又は報告を行う。
②相談又は報告を受けた管理監督者又は部局等の長は、当該職員等の状況を確認するとともに、必要に応じて関係部署と連携し、必要な措置を講ずる。
③相談又は報告を受けた管理監督者又は部局等の長は、②の措置結果を総括責任者に報告する。
④③の報告を受けた総括責任者は、必要に応じて本学全体として適切な対応を図る。
(2)相談員に相談する場合(管理監督者又は部局等の長への相談又は報告が困難である場合)
⑤カスタマーハラスメントを受けた職員等は、管理監督者又は部局等の長への相談又は報告が困難である場合には、相談員に相談することができる。
⑥相談員は、相談者の了解を得て、相談内容を総括責任者に報告する。
⑦総括責任者は、相談内容に関連する部局等の長に、相談者の心身の保護及び就業環境の改善を図るための措置を行うよう要請する。
⑧部局等の長は、当該職員の状況を確認するとともに、必要に応じて関係部署と連携し、必要な措置を講ずる。
⑨部局等の長は、⑧の措置結果を総括責任者に報告する。
⑩⑨の報告を受けた総括責任者は、必要に応じて本学全体として適切な対応を図る。
※カスタマーハラスメントへの対応に当たり、必要に応じて、警察、弁護士、その他関係機関と連携する。
※必要な措置についてはカスタマーハラスメント防止のためのマニュアルを参照